

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎平成22年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則 (11・30揭示)	1
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	3
◎給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (〃)	4
◎平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	4

人事委員会規則

平成22年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第35号

平成22年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則

（趣旨）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第45号。以下「職員の改正条例」という。）附則第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の改正条例」という。）附則第2項及び第3項並びに警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第47号。以下「警察職員の改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定による平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置については、この規則の定めるところに

よる。
（減額改定対象職員となった者の職員の改正条例附則第2項第1号等の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第2条 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について職員の改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第21条第1項後段若しくは第26条第6項、公立学校職員の改正条例第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第22条第1項後段若しくは第27条第6項又は警察職員の改正条例第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第21条第1項後段若しくは第26条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、職員（職員の給与に関する条例第25条及び附則第3項、公立学校職員の給与に関する条例第25条並びに警察職員の給与に関する条例第25条及び附則第3項に規定する職員を除く。以下同じ。）から人事交流等により引き続いて期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号。以下「期末勤勉規則」という。）第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により同項各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成22年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は、当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（職員の改正条例附則第2項第1号若しくは警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員又は公立学校職員の改正条例附則第2項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の職員の改正条例附則第2項第1号等の月数の算定）

第3条 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
 - 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）又は公益的法人等派遣期間（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣（第6条において「職員派遣」という。）をされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。))
 - 停職期間（地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))
 - 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第25条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第16条第3項若しくは第18条第4項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第16条第3項若しくは第18条第4項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第16条第3項の規定により給与を減額された期間
 - 職員の給与に関する条例第14条、公立学校職員の給与に関する条例第17条又は警察職員の給与に関する条例第14条の規定により給与を減額された期間
 - 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- 2 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の

人事委員会規則で定める月数は、平成22年4月から同年11月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

- 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.17を乗じて得た額（第7条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（職員の改正条例附則第2項第2号等に掲げる額を調整額に含めない職員）

第4条 職員の改正条例附則第2項第2号、公立学校職員の改正条例附則第2項第2号及び警察職員の改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間において、職員から人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により同項各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の者とする。（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者等についての特例）

第5条 職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する職員の改正条例附則第2項、公立学校職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の改正条例附則第2項並びに警察職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する警察職員の改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、期末勤勉規則第6条第1項第1号に掲げる者であって減額改定対象職員であるもの並びに同項第2号及び第3号に掲げる者（第3項において「企業職員等」という。）とする。

- 職員の改正条例附則第3項、公立学校職員の改正条例附則第3項及び警察職員の改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する職員の改正条例附則第2項、公立学校職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の改正条例附則第2項及び警察職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する警察職員の改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、平成22年4月2日から基準日までの間における職員と他の条例適用職員（期末勤勉規則第6条第1項第1号に掲げる者をいう。以下この項において同

じ。）と企業職員等との間の人事交流等がなく、引き続き職員、他の条例適用職員又は企業職員等として基準日まで在職したもとして、当該職員、当該他の条例適用職員又は当該企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の職員の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

（特定の職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例）

第6条 平成22年4月2日から基準日までの間に職員派遣から職務に復帰した職員その他の職員で、任命権者が部内の他の職員との権衡上特に必要があると認める職員については、任命権者が人事委員会と協議して、その者に平成22年12月に支給する期末手当の額について必要な調整を行うことができる。（端数計算）

第7条 附則第2項第1号基礎額又は職員の改正条例附則第2項第2号、公立学校職員の改正条例附則第2項第2号若しくは警察職員の改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第36号

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、同表の2の表中「11,700円」を「11,600円」に、「14,600円」を「14,500円」に改め、同表の4の表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、同表の5の表中「10,400円」を「10,300円」に改め、同表の7の表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改め、同表の8の表中「11,600円」を「11,500円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第37号

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「以下」を「以下この項において」、「週休日、」を「週休日、職員の勤務時間条例第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項の規定により」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の80以上100分の135以下」を「100分の74以上100分の125以下」に、「100分の105以上100分の175以下」を「100分の99以上100分の165以下」に改め、同項第2号中「100分の73以上100分の80未満」を「100分の67.5以上100分の74未満」に、「100分の95.5以上100分の105未満」を「100分の90以上100分の99未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の66」を「100分の61」に、「100分の86」を「100分の81」に改める。

第13条の2第1項中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

~~~~~  
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第38号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第2号中「第1条」を「の施行の日における同条例第1条」に改め、同項第3号中「第1条」を「第1条の規定の施行の日における同条」に改め、同項第4号中「減額改定対象職員（」を「平成21年度減額改定対象職員（」に、「平成21年改正職員の条例」という。）を「平成21年改正職員の条例」という。）の施行の日における平成21年改正職員の条例」に、「平成21年改正警察職員の条例」という。）を「平成21年改正警察職員の条例」という。）の施行の日における平成21年改正警察職員の条例」に、「の規定、」を「の規定、平成21年改正職員の条例の施行の日における」に、「附則第12項から第14項ま

で又は」を「附則第12項から第14項まで又は平成21年改正警察職員の条例の施行の日における」に、「の規定及び」を「の規定及び平成21年改正職員の条例の施行の日における」に、「附則第3項若しくは第4項又は」を「附則第3項若しくは第4項又は平成21年改正警察職員の条例の施行の日における」に、「同日」を「当該定める日」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第45号）附則第2項第1号又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第47号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第5号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第45号。以下この項において「平成22年改正職員の条例」という。）の施行の日における平成22年改正職員の条例第1条の規定による改正後の職員の条例又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第47号。以下この項において「平成22年改正警察職員の条例」という。）の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第1条の規定による改正後の警察職員の条例の規定、平成22年改正職員の条例の施行の日における平成22年改正職員の条例第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項から第14項まで又は平成22年改正警察職員の条例の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第7条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）附則第15項から第17項までの規定及び平成22年改正職員の条例の施行の日における平成22年改正職員の条例第8条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第51号）附則第3項若しくは第4項又は平成22年改正警察職員の条例の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第8条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第63号）附則第3項若しくは第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第2条第4項第1号中「前項第4号」を「前項第4号又は第5号」に、「並びに」とあるのは「を同日」を「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日」に、「額並びに」を「額並びに同日」に改め、同項第2号中「前項第4号」を「前項第4号又は第5号」に改め、同項第3号中「当該数」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「前項第4号」を「前項第4号又は第5号」に、「並びに」とあるのは「を同日」を「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日」に、「額並びに」を「額並びに同日」に改める。

第3条第3項第1号及び第2号中「第1条」を「の施行の日における同条例第1条」に改め、同項第3号中「第1条」を「第1条の規定の施行の日における同条」に改め、同項第4号中「減額改定対象職員」を「平成21年度減額改定対象職員」に、「平成21年改正職員の条例」という。）を「平成21年改正職員の条例」という。）の施行の日における平成21年改正職員の条例に、「平成21年改正警察職員の条例」という。）を「平成21年改正警察職員の条例」という。）の施行の日における平成21年改正警察職員の条例に、「の規定、」を「の規定、平成21年改正職員の条例の施行の日における」に、「附則第12項から第14項まで又は」を「附則第12項から第14項まで又は平成21年改正警察職員の条例の施行の日における」に、「の規定及び」を「の規定及び平成21年改正職員の条例の施行の日における」に、「附則第3項若しくは第4項又は」を「附則第3項若しくは第4項又は平成21年改正警察職員の条例の施行の日における」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第45号。以下この項において「平成22年改正職員の条例」という。）の施行の日における平成22年改正職員の条例第1条の規定による改正後の職員の条例又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第47号。以下この項において「平成22年改正警察職員の条例」という。）の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第1条の規定による改正後の警察職員の条例の規定、平成22年改正職員の条例の施行の日における平成22年改正職員の条例第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項から第14項まで又は平成22年改正警察職員の条例の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第7条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）附則第15項から第17項までの規定及び平成22年改正職員の条例の施行の日における平成22年改正職員の条例第8条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条

例第51号）附則第3項若しくは第4項又は平成22年改正警察職員の条例の施行の日における平成22年改正警察職員の条例第8条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第63号）附則第3項若しくは第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第3条第4項第1号及び第2号中「前項第4号」を「前項第4号又は第5号」に改め、同項第3号中「当該数」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「前項第4号又は第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第39号

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号中「第1条」を「の施行の日における同条例第1条」に改め、同項第3号中「第1条」を「第1条の施行の日における同条」に改め、同項第4号中「という。）を」という。）の施行の日における、平成21年改正公立学校職員の条例に、「同日」を「当該定める日」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第46号。以下この項において「平成22年改正公立学校職員の条例」という。）の施行の日における、平成22年改正公立学校職員の条例第1条の規定による改正後の公立学校職員の条例の規定、平成22年改正公立学校職員の条例第5条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの

